

令和4年度大木町一般会計補正予算（第9号）

令和4年度大木町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7,169,035千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年1月5日

大木町長 境 公 雄

第2表 債務負担行為補正

(追加)

	期 間	限 度 額 (千円)
福岡地方裁判所における令和4年(ワ)第3455号の国家賠償請求事件に係る訴訟代理委任契約	令和4年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3か月後の日の属する年度まで	訴訟代理委任に伴う実費及び裁判終結後に町と代理人弁護士間において委任契約に基づき協議した報酬金の額の合計額

備考 限度額の金額表示が困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。

2 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	1,482,044	0	1,482,044	0	0	0	0
1	総務管理費	1,309,370	0	1,309,370	0	0	0	0
1	総務共通費	207,078	5,500	212,578	0	0	0	5,500
								5,500
23	財政運営費	489,693	△5,500	484,193	0	0	0	△5,500
								△5,500
歳 出 合 計		7,169,035	0	7,169,035	0	0	0	0

節		区 分	金 額	説 明
12	委託料		5,500	(総務課・総務課) 総務共通費 5,500 (委託料) 委託料(費用) ・ 訴訟関係弁護士委託料 (5,500)
24	積立金		△5,500	(財務会計課・財務会計課) 基金管理業務 △5,500 (積立金) 財政調整基金

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 庫 支出金	地方債	その他	
福岡地方裁判所における令和4年(ワ)第3455号の国家賠償請求事件に係る訴訟代理委任契約	訴訟代理委任に伴う実費及び裁判終了後に町と代理人弁護士間において委任契約に基づき協議した報酬金の額の合計額	—	0	令和4年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3か月後の日の属する年度まで	限度額に同じ	0	0	0	限度額に同じ

備考 限度額の金額表示が困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。